

年 月 日

公益財団法人 神奈川県福利協会理事長 殿

貴会退職共済規程を承諾の上、次の職員の加入を申請します。

事業所番号 (右づめでご記入ください。)	(共済契約者等) 施設等名	印
<input type="text"/>	代表者名	
<input type="text"/>	電話番号	

加入年月日 (西暦) 20年 月 日

【加入者】 ダパのように濁点・半濁点は同じマス内に記入してください。

フリガナ <input type="text"/>	フリガナ <input type="text"/>	加入者本人印 印	
姓 (漢字) <input type="text"/>	名 (漢字) <input type="text"/>		
加入者番号 (右づめでご記入ください。) ← 事業所番号 → <input type="text"/>	性別 (☑を付してください。) 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>	職種 <input type="text"/>	非常勤等 (☑を付してください。) <input type="checkbox"/>
生年月日 (西暦) <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	本給 + 月により変動のない手当 =	百万 千 円 <input type="text"/>	
採用年月日 (西暦) <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	標準給与月額	千 円 <input type="text"/>	

\*加入者氏名を上記に記入しきれない場合に続けてご記入ください。

【注意事項】

- 加入者は、共済契約者が経営する施設・団体に勤務する有給の職員で、就業規則、労働契約等により本退職金・年金制度の受益者とされた方です。
- には黒のボールペン等で枠からはみ出さないように明りょうに記入してください。
- ダパのように濁点・半濁点は同じマス内に記入してください。
- 性別のには該当する所に☑印を記入してください。
- 職種は右の該当する番号を記入してください。
- 非常勤等のは常勤以外について☑印を記入してください。
- 必要事項をご記入、押印のうえ施設保存用のコピーを取り、本紙を福利協会へ提出してください。

職種番号		
01施設長	02指導員	03保育士
04介護職員	05栄養士	06調理員
07看護師	08医師	09事務員
10訓練指導員	11介護支援専門員	12介助員
13ホームヘルパー	14その他	

重要

平成29年4月以降は退職共済制度改正により65歳を越える方は加入できなくなります。  
また、加入時の年齢\*により、掛金納付期間が短くなり退職金(一時金)が掛金相当額(事業主拠出分+加入者拠出分)を下回る場合がありますのでご注意ください。

※福利協会使用欄

事務局長	事務局次長	事務局	主任	内容	電算処理
------	-------	-----	----	----	------

(2017. 3. 22~)



## 福利協会へ加入される方へ（ご一読願います。）

### —— 神奈川県福利協会とは ——

県内の民間社会福祉事業を推進するため 1955 年に設立された団体です。

それぞれの福祉施設が単独では従事者の退職金・退職年金制度を持つことが困難であったことから、助け合いの精神を有する多くの民間社会福祉事業者とともに、退職金・年金制度等を維持運営しています。平成 24 年 4 月より公益財団法人へ移行しました。

### ①福利協会では次の事業を行っています。-- 定款(福利協会のホームページに掲載)より抜粋 --

(事業)

#### 第 4 条 【略】

- (1) 社会福祉に係る非営利法人の退職共済事業
- (2) その他公益目的を達成するために必要な事業

#### 2 【略】

- (1) 損害保険代理店事業
- (2) その他公益目的事業を推進するために必要な事業

### ②退職共済事業の加入にあたって(福利協会ハンドブックの退職共済規程(以下「規程」という。)を参照)

- (1) 福利協会の退職共済制度は、共済契約者等（施設・団体）の退職金として給付されます。
- (2) 福利協会の退職共済は、給与月額を規程の「標準給与月額等級及び掛金月額表」にあてはめて退職金計算の基となる標準給与月額や共済掛金を算出します。この標準給与月額は、毎年 10 月に改定します。10 月から翌年 9 月までの間に昇給等の事情により給与月額の変額があっても標準給与月額の変更は行いません。
- (3) 給与月額とは、本給と固定額で受ける諸手当（諸手当のうち通勤手当は除く。）の合計です。
- (4) 掛金月額は、1000 分の 45 で、共済契約者等（施設・団体）が 1000 分 25、と加入者 1000 分の 20 でそれぞれ毎月負担します。
- (5) 掛金月額は毎月給与から控除されて、共済契約者等（施設・団体）経由で福利協会へ納入します。
- (6) **退職金は、加入期間 1 年以上（掛金納入期間が 12 ヶ月以上）の方のみ支給となります。**  
**1 年未満で退会される場合加入者ご本人負担の掛金積立分も含め退職金の支給はありません。**
- (7) 退職によらない退職共済制度だけを辞める（脱退）の場合は、退職したとして計算した退職金の 2 分の 1 若しくは加入者掛金累計額のどちらか多い額を支給します。（加入期間 1 年以上（掛金納入期間が 12 ヶ月以上）の場合が対象です。）
- (8) 福利協会は、共済契約者等（施設・団体）から預託された掛金と加入者からの掛金を、安全で安心な運用を行いますが、経済動向や制度の見直しにより、将来の掛金額、給付率は変更される場合があります。
- (9) 退職共済加入承認後、福利協会から共済契約者等（施設・団体）経由で加入者個々に「加入者カード」と「福利協会のハンドブック」をお渡しします。
- (10) 福利協会の退職共済と契約している他の共済契約者等（施設・団体）へ転職の場合、継続加入ができる場合があります。
- (11) 産休、病気等で休職することになり給与が無給となった場合は、届出書を提出することで、掛金の納入を一時中断することができます。ただし、その期間は、退職金を計算する加入期間からは除かれます。
- (12) 年 3 回広報紙「福利かながわ」を加入者一人ひとりに行き届くよう発行しています。退職共済事業や福利厚生事業など掲載しており、加入者ご自身にメリットがあると考えており、ぜひご活用をお願いします。
- (13) 福利厚生事業では、加入者の慶弔金の給付、長期加入者顕彰、貸付金、野球観戦など行っています。